

エコアクション21で企業力UP!!

エコアクション21は、環境省が定めた環境経営システム・
取り組み・報告に関するガイドラインにもとづく制度です。
全国の中小事業者に広がっています。



エコアクション21

<http://www.ea21.jp>

環境省ガイドライン

エコアクション21 認証・登録制度

エコアクション21とは

持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる主体が積極的に環境への取り組みを行うことが必要であり、事業者において製品、サービスを含む全ての事業活動の中に、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境配慮を織り込むことが求められています。

エコアクション21ガイドラインは、広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法として環境省が策定したものです。

そして、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取り組みを適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度がエコアクション21の「認証・登録制度」です。

エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度は「事業者の環境への取り組みを推進し、もって持続可能な経済社会の実現に貢献すること」を目的としています。

1 エコアクション21の3つの特徴

1. 取り組みやすい環境経営システムです

エコアクション21では、中小事業者でも取り組みやすい環境経営の仕組み（環境経営システム）のあり方を定めています。環境経営システムに取り組むと、「全員参加の取り組みが進む」、「取り組む目標が明確になって達成の意欲がわく」、「目標が達成できなかった場合も、原因を明らかにできる」、「年々継続的に改善できる」など、工場や事業所の様々な問題の改善に役立ちます。

2. 具体的な環境への取り組みを求めています

エコアクション21では、環境経営にあたり、必ず把握すべき環境負荷として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量、化学物質使用量を挙げています。また、それらを削減するための取り組み例を、分かりやすく記載しているため、環境パフォーマンスが向上します。

3. 環境報告（環境コミュニケーション）に取り組めます

エコアクション21では、環境への取り組みの結果を「環境活動レポート」としてまとめ、公表します。事業者が環境への取り組み状況等を公表する環境報告は、自らの環境への取り組みを推進し、さらには社会からの信頼を得て、企業がより発展していくための重要な方法の一つです。

2 エコアクション21に取り組むメリット

総合的な環境への取り組みを進めることができる！

エコアクション21ガイドラインには、『環境経営システム』、『環境への取り組み』、『環境報告』の三要素がひとつに統合されています。そのため、ガイドラインに沿って取り組みを行うことで、環境への取り組みを総合的に進めることができます。

取引条件の一つに対応！

多くの大手企業が、環境への取り組みや環境経営システムの構築を取引条件の一つとしており、これに対応することができます。また、認証・登録にあたり自治体の補助を受けられたり、入札参加資格審査での加点を受けることができます。

経営面での効果も期待！

環境経営システムの仕組みを作り、継続的に改善していくことにより、環境面だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標管理の徹底等の、経営面での効果もあげることができます。

社会からの信頼を獲得！

環境省のガイドラインに基づき、第三者機関の認証を受けることで、社会的な信頼を得ることができます。また、環境活動レポートを作成し、外部に公表することにより、取引先や消費者等からの信頼性が向上します。これは、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）の一環にもなります。

金融機関の低利融資制度が受けられる！

日本政策金融公庫をはじめ、多くの金融機関で、エコアクション21に取り組む事業者への低利融資制が始められています。

審査人による、指導・助言が受けられる！

事業者は、審査の際に、エコアクション21審査人から環境への取り組みなどに関する指導・助言を受けることができます。

3 エコアクション21の取り組み方

1 環境負荷（エネルギー使用量、ごみ排出量など）を把握し、把握した環境負荷の削減のための目標などを立てる（Plan）

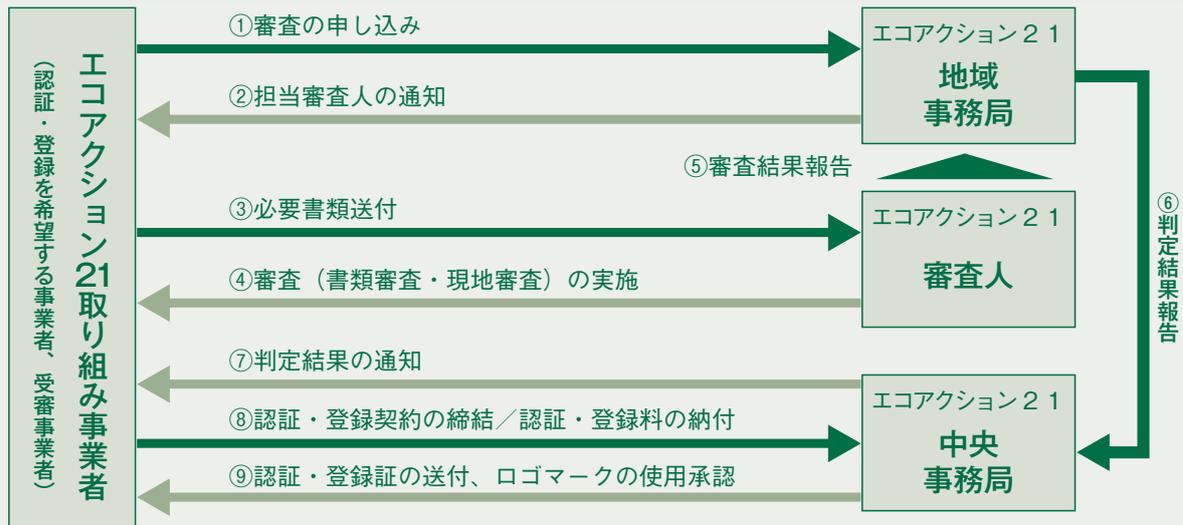
2 ①で立てた目標達成のための取り組みをする（Do）

3 ②で行った取り組みの結果を取りまとめて評価（Check）し、次の改善につなげる（Action）

4 ①～③の取り組みを「環境活動レポート」にまとめる

4

認証・登録までの流れ



5

認証・登録の手順

① 審査の申し込み

認証・登録を希望する事業者は、審査申込書を環境活動レポートとともに、最寄りの地域事務局宛てに郵送し、審査の申し込みをします。

② 担当審査人の通知

地域事務局は、審査を担当する審査人を選任し、受審事業者に通知します。

③ 必要書類送付

審査人は、地域事務局および受審事業者より、審査に必要な書類を受領します。

④ 審査（書類審査・現地審査）の実施

審査人は、登録審査（書類審査、現地審査）を実施します。

⑤ 審査結果報告

審査人は、審査の結果を、審査結果報告書に取りまとめ、地域事務局に提出します。

⑥ 判定結果報告

地域事務局の判定委員会は、審査人の報告に基づき、受審事業者の認証・登録の可否を判定し、中央事務局に報告します。

⑦ 判定結果通知

中央事務局は、受審事業者の認証・登録の可否を地域事務局判定委員会の報告に基づき判断し（必要に応じて中央事務局判定委員会で審議）、受審事業者に通知します。

⑧ 認証・登録契約の締結／認証・登録料の納付

中央事務局は、受審事業者と認証・登録契約を締結します。受審事業者は、中央事務局に認証・登録料を納付します。

⑨ 認証・登録証の送付、ロゴマークの使用承認

中央事務局は、受審事業者に認証・登録証を送付するとともに、ロゴマークの使用を認め、事業者の環境活動レポートをホームページで公開します。レポートはリスト検索の「認証・登録事業者を探す」で閲覧できます。



エコアクション21

認証・登録の更新について

認証・登録は、2年ごとの更新となります。認証・登録事業者は、認証・登録日の概ね1年後に中間審査、認証・登録日から2年以内に更新審査をそれぞれ受審し、適合と認められた場合は、登録時と同様の手続きを経て、登録の更新を行います。

1. エコアクション21に取り組む



環境省のエコアクション21ガイドラインに基づいた取り組みを行います。

2. 審査を受ける

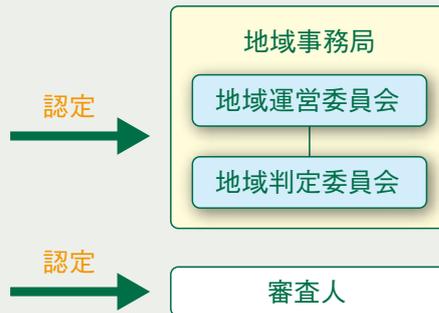
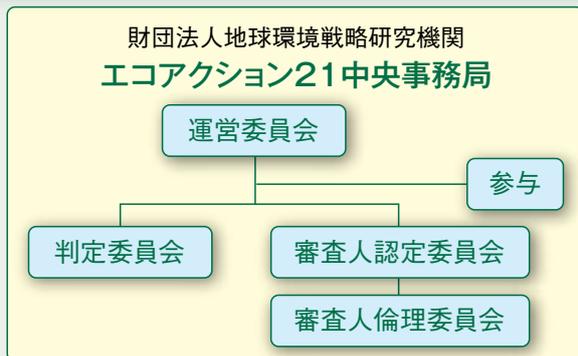


取り組み状況についての審査を受けます。

3. 認証・登録される



ガイドラインに基づいた取り組みが行われていると認められた場合は、中央事務局に認証・登録されます。そして、認証・登録証が発行され、ロゴマークが使えるようになります。



<エコアクション21審査人>

事業者のエコアクション21ガイドラインへの適合性の審査の他、環境への取り組みに関する指導、助言等を行います。中央事務局が実施する書面試験、筆記試験、面接試験の3段階の試験に合格し、所定の講習を修了すると、エコアクション21審査人として認定され、事業者の審査を行うことができます。認定・登録された審査人のリストを中央事務局ホームページに掲載しています。

<エコアクション21地域事務局>

地域等において事業者からの審査の受付、審査人の選定、審査結果の受理・確認、地域判定委員会での事業者の認証・登録の可否の判定等の他、地域における普及セミナーや審査人研修の実施等、エコアクション21の普及促進を行う中核的組織です。地域事務局は、公平公正な運営及び判定等を行うため運営委員会及び判定委員会を設置しています。認定された地域事務局の一覧を中央事務局ホームページに掲載しています。

<エコアクション21中央事務局>

エコアクション21中央事務局は財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター内に設置され、2004年10月からエコアクション21認証・登録制度を実施しています。事業者の認証・登録の可否の最終的な判定、エコアクション21審査人の試験、認定及び登録、地域事務局の認定などを行います。公平公正な運営及び判定等を行うため運営委員会、判定委員会及び審査人認定委員会を設置しています。

<支援サービス>

●コンサルティング

「エコアクション21に、どのように取り組んだらいいかわからない」、「構築した環境経営システムが、ガイドラインに適合しているかわからない」などの悩みをお持ちの事業者の方は、審査を受ける前に、エコアクション21審査人によるコンサルティング(指導・助言)を受けることができます。

※コンサルタントは、エコアクション21審査人とすることを推奨します。

コンサルティングは有料で行われ、コンサルティングを希望する事業者には、最寄りの地域事務局が審査人を紹介又は斡旋いたします。また、エコアクション21審査人リストに掲載された審査人の中から、事業所近辺に居住し、経歴、専門分野等が自らの事業分野に適当と思われる人を選定し、直接コンサルティングを依頼することもできます。

※コンサルティングを実施した審査人は、当該事業者の認証・登録の審査を担当することはできません。

●自治体イニシアティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラム

自治体(市区町村)または中核となる企業・団体の呼びかけにより、エコアクション21の認証・登録を目指す事業者を募り、地元のエコアクション21地域事務局と審査人の協力のもと、より多くの事業者が短期間で効率よくエコアクション21に取り組むための普及プログラムです。自治体としては、域内の多くの事業者が一斉にエコアクション21に取り組むことにより、地域全体の二酸化炭素排出量、廃棄物排出量などの環境負荷の削減が図られるとともに、地域の事業者の環境への取り組みの支援策としても有効です。

中核となる企業・団体としては、関係する多くの事業者が一斉にエコアクション21に取り組むことにより、関係する事業者全体の二酸化炭素排出量、廃棄物排出量などの環境負荷の削減が図られるとともに、事業者の環境への取り組みの支援策としても有効です。

プログラムに参加された事業者は「エコアクション21の塾」(集合形式)を無料で受講することができ、プログラムの呼びかけ人である自治体及び企業・団体の方も費用負担はありません。

自治体イニシアティブ・プログラムの実施をご検討される自治体及び関係企業グリーン化プログラム実施をご検討される中核となる企業・団体は、先ずはお近くの地域事務局にご相談ください。

プログラム参加事業者は、エコアクション21認証・登録を目指し、このプログラムに参加することで、次のようなメリットがあります。

- ・エコアクション21に精通した地元の審査人から、無料でアドバイスを受けることができます。
- ・その結果、二酸化炭素・廃棄物等の環境負荷の排出抑制・削減やエネルギーコストの削減を効率よく実現できます。
- ・「塾」形式(集合形式で全4回程度)なので、地元の事業者と協働で、仲間とともに取り組むことによる相乗効果(励まし合う、情報やノウハウの交換・交流)が得られます。
- ・同じような業種・業態・規模の地元事業者と一緒にあって取り組みを推進することにより、自身の取り組みのヒントを得ることもできます。

受講から半年程度で、審査を経て、認証・登録に至ることができます。関心のある事業者の方は、ぜひお近くの地域事務局や地元の自治体、関係する団体へお問い合わせください。

事務局 (問い合わせ先)

財団法人 地球環境戦略研究機関
持続性センター (IGES-CfS)
エコアクション21 中央事務局

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F
E-mail:cfs@ea21.jp URL:http://www.ea21.jp

地域事務局